『 IICP 退職給付会計体系マップ 』 基本編

最終改訂日 2009/11/18

体系マップの読み方：各シート間を結ぶ矢印に付いているコメントで各シート間の関係を把握しながら、各シートの標題のアルファベット順（A、B、C・・・）に読み進めて下さい

印刷時のご注意：印刷モードを「高画質」に設定の上、「A3カラー」で印刷して下さい

【B】退職給付債務（PBO）と勤務費用・利息費用の関係

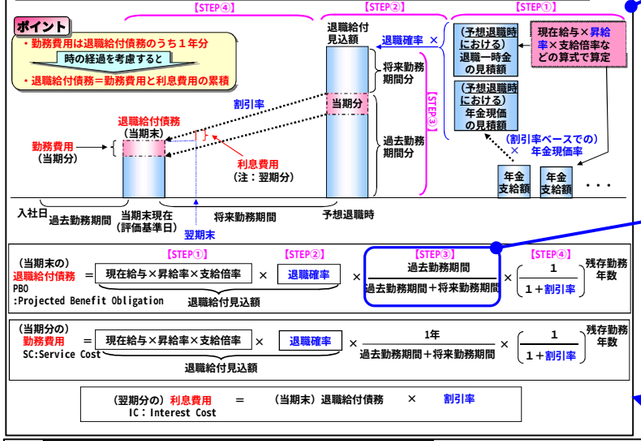

PBO の計算前提である基礎率（割引率、退職確率等）が変動した場合、PBO にはどのような影響があるのか？

基礎率は、どのタイミングで見直せば良いのか？

STEP③（期間配分）の方法には、原則的方法である期間定額基準の他に、どのようなものがあるのか？

退職給付債務と勤務費用、利息費用の関係は？

【C】期間配分方法

【PBO計算プロセスのSTEP③部分】

（原則）期間定額基準・・ 入社から期末までの勤続年数（過去勤務期間） / 入社から退職時までの勤続年数（過去勤務期間＋将来勤務期間）

（容認）給与基準 ・・ 入社から期末時までの給与総支給額 / 入社から退職時までの給与総支給額

（容認）ポイント基準・・ 入社から期末時までのポイント累計 / 入社から退職時までのポイント累計

退職金の算定基礎給与またはポイントが各期の労働の対価を合理的に反映している場合に採用できる（これらの期間配分方法を採用した場合、昇給率がPBOに与える影響を排除できる）

（例外）支給倍率基準・・ 入社から期末時までの勤続期間に対する支給倍率 / 入社から退職時までの勤続期間に対する支給倍率

支給倍率が各期の労働の対価を合理的に反映している場合に採用できるが、一般的に日本企業では支給倍率カーブが後加重となっており、採用できないケースが多い

【D】基礎率の変動がＰＢＯに与える影響と見直しのタイミング

基礎率	基礎率の変動がＰＢＯに与える影響	基礎率見直しのタイミング
割引率	・割引率の変動によるPBOの変動幅は給付の見込支払日までの平均期間とほぼ比例関係にあり、例えば割引率が1%上昇した場合、給付の見込支払日までの平均期間が10年であればPBOは約10%減少する。すなわち、以下のA式が成立する。 PBOの変動割合 ＝ 給付の見込支払日までの平均期間 × 割引率の変動割合・・・A式 【重要性の判断基準】 前期末に使用した割引率による当期末PBOと当期末の国債利回り又は社債利回りに基づく割引率による当期末PBOとの差が10%未満か否か	・基礎率を毎期見直すことが原則 ・但し、PBOに重要な影響がないと認められる場合には、見直さないことができる
昇給率・再評価率	・（予定）昇給率又は（予定）再評価率が上昇すると、退職給付見込額の増加を通じてPBOが増加する。	・基礎率を毎期見直すことが原則 ・但し、PBO等に重要な影響がないと認められる場合には財政再計算実施年度を除き、見直さないことができる
一時金選択率	・給付利率＞割引率の状況下では、「選択一時金額」の方が「年金支給額を予想退職時点まで割引計算した金額」よりも小さいため、一時金選択率の上昇によりPBOは減少する。	
退職確率	・若い年齢の退職確率が上昇すると、若年層の給付額が抑えられている通常のケースでは、退職給付見込額の減少を通じて、PBOが減少する。 ・但し、若い年齢の退職確率が上昇すると、給付支払時までの平均残存期間（又は平均残存勤務期間）が短くなり、より短期の国債等の利回りを割引率設定の指標とするため、割引率を引き下げなければならない可能性があり、割引率を引き下げることによりPBOが増加する可能性がある。 【重要性の判断基準】 割引率の様に明確な数値基準が実務指針等で明示されていないため注意が必要（理論的には、毎年退職確率等を算定して、PBOに与える影響を把握すべき）	
死亡確率	・終身年金の場合、加入者の生存を前提として給付を行うため、死亡確率が高くなることにより、退職給付見込額が減少し、PBOも減少する。（終身年金以外の場合、PBO減少額は僅少）	

【A】退職給付会計の全体像

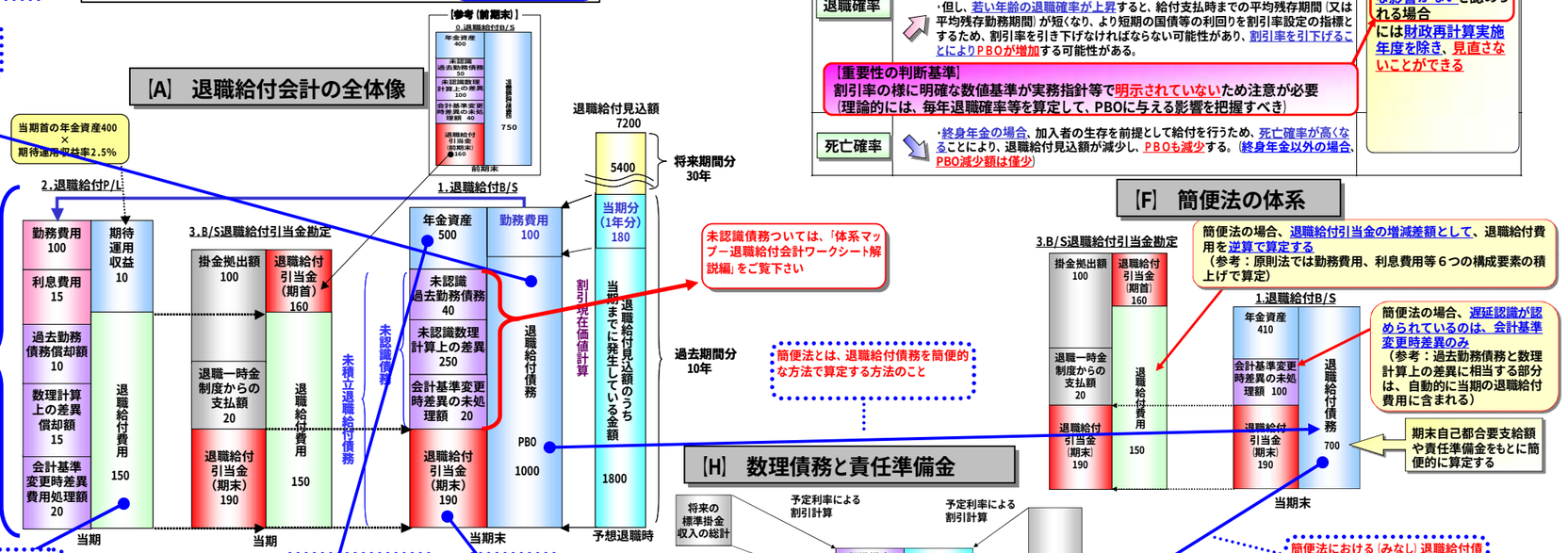

当期首の年金資産400 × 期待運用収益率2.5%

仕訳はどうなるか？

何故そのような仕訳になるのか？

税務上、この退職給付費用を損金算入できるのか？

税務申告書における調整として何をやる必要があるのか？

複数事業主制度の場合は、各企業ごとの年金資産をどのように算定するのか？

退職給付引当金がマイナス残高となった場合はどうするのか？

未認識債務ついては、「体系マップ－退職給付会計ワークシート解説編」をご覧下さい

簡便法とは、退職給付債務を簡便的な方法で算定する方法のこと

【E】退職給付会計の仕訳一覧

「退職給付会計における仕訳の基本的な考え方」

・退職給付引当金 ＝ PBO－年金資産－未認識債務

⇒右辺の要素がどのように増減し、結果として退職給付引当金が増えるのか、減るのかに注目すれば良い

① 勤務費用100・利息費用15の計上
（借）退職給付費用 115 （貸）退職給付引当金 115
[PBO（貸方項目）の増加]

② 期待運用収益△10の計上
（借）退職給付引当金 10 （貸）退職給付費用 10
[年金資産（借方項目）の増加]

③ 過去勤務債務の償却10・数理差異の償却15・変更時差異の償却20
（借）退職給付費用 45 （貸）退職給付引当金 45
[未認識債務（借方項目）の減少]

④ 退職一時金制度からの支払20
（借）退職給付引当金 20 （貸）現金預金 20
[PBO（貸方項目）の減少]

参考：年金制度からの支払30
（借）退職給付引当金 30 （貸）退職給付引当金 30
[PBO（貸方項目）の減少] [年金資産（借方項目）の減少]

貸借相殺

仕訳なし

⑤ 年金掛金の拠出100
（借）退職給付引当金 100 （貸）現金預金 100
[年金資産（借方項目）の増加]

逆仕訳

参考：年金資産の返還100
（借）現金預金 100 （貸）退職給付引当金 100
[年金資産（借方項目）の減少]

⑤' 退職給付信託の設定 （例：有価証券時価100、簿価80）
（借）退職給付引当金 100 （貸）有価証券 80
[年金資産（借方項目）の増加] （貸）信託設定益 20

逆仕訳

参考：退職給付信託の解約 （例：有価証券時価100）
（借）有価証券 100 （貸）退職給付引当金 100
[年金資産（借方項目）の減少]

重要性あれば、年金資産返還額（又は信託解約額）に対応する未認識数理計算上の差異を一時の損益として認識する必要あり

「Cashが動くときの仕訳の考え方」

退職者等に対する退職給付の支払義務を現在価値に直したものと考えられるPBOが、退職者等への給付支払により減少

【F】簡便法の体系

簡便法の場合、退職給付引当金の増減差額として、退職給付費用を逆算で算定する
（参考：原則法では勤務費用、利息費用等６つの構成要素の積上げで算定）

簡便法の場合、遅延認識が認められているのは、会計基準変更時差異のみ
（参考：過去勤務債務と数理計算上の差異に相当する部分は、自動的に当期の退職給付費用に含まれる）

期末自己都合要支給額や責任準備金をもとに簡便的に算定する

簡便法における（みなし）退職給付債務を計算する方法は？

【H】数理債務と責任準備金

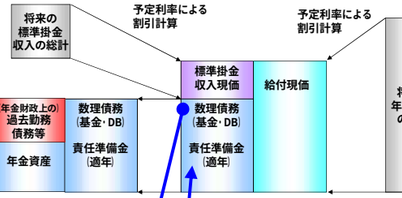

【I】複数事業主制度

原則 …… 複数事業主制度（例：総合型基金）についても他の制度と同様、退職給付債務及び年金資産を把握して退職給付引当金をB/S計上することが原則

複数事業主制度特有の問題点 …… しかし、退職給付会計の通常処理を行うにあたって必ず必要となる「各企業の年金資産額」を正確に把握できない

下記要件Ａ～Ｃの全てを充たす場合のみ、年金資産を合理的に按分できないと判断される
A：事業主毎に未償却過去勤務債務に係る掛金率や掛金負担割合等の定めがなく、掛金が一律に決められている
B：複数事業主間において、類似した制度を有していない
C：複数事業主制度において、親会社等の特定の事業主に属する従業員に係る給付等が制度全体の中で著しく大きな割合を占めていない（実務指針計算33項参照）

連合型制度の多くはこちらで処理 / 総合型制度の多くはこちらで処理

	原則法：年金資産額を合理的に按分できる場合	例外処理：年金資産額を合理的に按分できない場合
退職給付債務（ＰＢＯ）	各企業ごとに企業固有の基礎率に基づいた退職給付債務を計算する	退職給付債務の計算は不要
年金資産の按分基準	①「退職給付債務」の比率 ②「数理債務－未償却過去勤務債務」の比率 ③「数理債務」の比率 ④「掛金累計額」の比率	（注：事業主負担分の参考指標） ①「掛金拠出割合」の比率 ②「制度の加入人数」の比率 ③「制度の給与総額」の比率

通常の会計処理を行う
すなわち、個別企業毎の退職給付債務から年金資産按分額を控除した金額に未認識債務を加減して退職給付引当金をB/Sに計上

・掛金の要拠出額を退職給付費用としてP/L計上する
・以下の注記が必要（2007年5月改正退職給付会計基準「企業会計基準第14号」参照）
①制度全体の直近の積立状況（年金資産額、年金財政上の給付債務額、その差引額）
②制度全体に占める自社の掛金拠出割合（又は加入人数割合あるいは給与総額割合）
③上記①及び②に関する補足説明

複数事業主制度における年金資産の按分基準として数理債務を用いることができる

簡便法で用いることが認められている（年金財政上の）責任準備金とは？

B/S上、当該マイナス残高をそのまま前払年金費用として資産計上すれば良い
（∵未認識年金資産概念が2005年３月の会計基準改正により廃止されたため）

【J】退職給付会計に関する税務上の取扱い

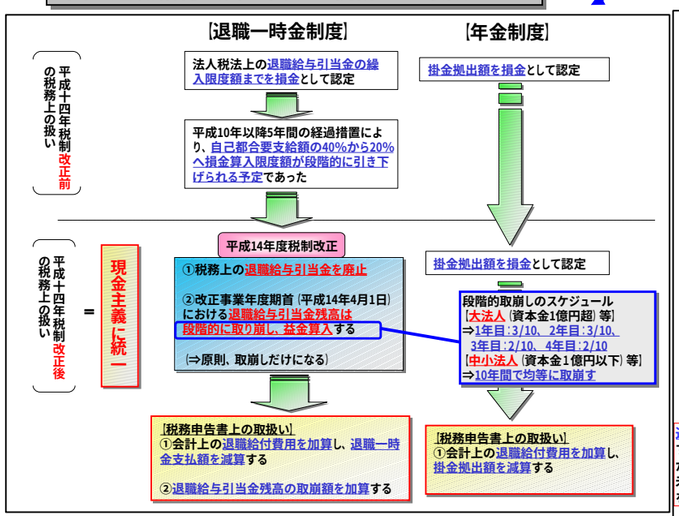

【G】簡便法の種類

対象制度	簡便法の種類（退職給付債務の計算方法）	説明	コメント
退職一時金制度のみ	①期末自己都合要支給額×比較指数	・比較指数を「一定時点のPBOと自己都合要支給額との比率」として算定し、この比較指数を期末時点の自己都合要支給額に乗じる方法	・必ず一度原則法で計算する必要がある。 ・基礎率等に重要な変動があれば再計算が必要
	②期末自己都合要支給額×昇給率係数×割引率係数	・平均残存勤務期間に対応する昇給率係数及び割引率係数を、実務指針資料5-1及び5-2の表により算定し、これらを期末自己都合要支給額に乗じる方法	・割引率及び昇給率の適正な算定に注意が必要
	③期末自己都合要支給額	――	・現在価値概念でないため精度が劣る。 ・給付カーブが後加重となる制度では債務が過小評価される可能性がある。
年金制度のみ全部移行	④責任準備金×比較指数	・比較指数を「一定時点のPBOと責任準備金の比率」として算定し、この比較指数を直近の責任準備金に乗じる方法	・必ず一度原則法で計算する必要がある。 ・基礎率等に重要な変動があれば再計算が必要
	⑤在籍者 ：上記②又は③ 受給者等：責任準備金	・在籍者は期末自己都合要支給額をもとに、受給者及び待期者は責任準備金により計算する方法	・年金制度部分についても期末自己都合要支給額を算定する必要がある。
	⑥責任準備金	――	・予定利率が割引率よりも著しく高い場合には、過小評価される可能性がある。
一時金と年金の併用（一部移行）	⑦年金未移行分 ：上記①～③ 年金移行分 ：上記④～⑥	・年金未移行部分については期末自己都合要支給額をもとに、年金移行部分については責任準備金等をもとに計算する方法	・縦割移行制度の場合、この方法によると年金制度の受給資格を得ていない者に関する債務が自己都合用支給額と責任準備金で二重にカウントされるため好ましくない。この場合下記⑧の方法を採用すべき。
	⑧在籍者 ：上記①～③ 受給者等：責任準備金	・在籍者は年金移行部分を含めた全体の期末自己要支給額をもとに、年金受給者及び待期者は責任準備金により計算する方法	・給付カーブが後加重となる制度では在籍者部分の債務が過小評価される可能性がある。

Copyright © 2009 IIC Partners Co., Ltd. All Rights Reserved.